

河川区域内へ配電設備を 施設する場合についてのお願い

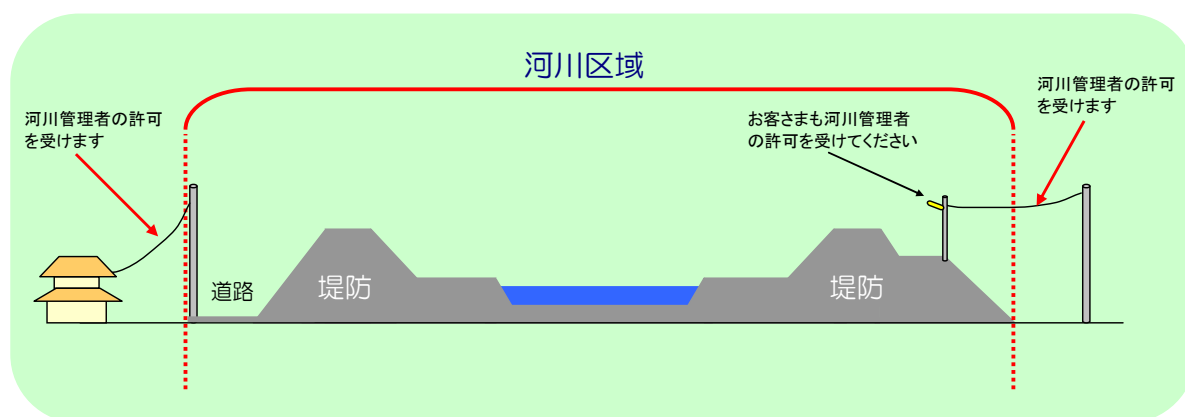
平素より、当社の業務に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、河川区域内の上空や土地へ配電設備（電柱・配電線・引込線等）を施設する場合は、原則として河川法により河川管理者の許可が必要となります。

このため、新たな電気の供給や契約内容の変更等のお申込みの際には、早めのお申込みと河川区域内での引込線工事等の有無について、お申し出くださいますようお願い申し上げます。

なお、河川区域内のお客さま設備が河川管理者の設置許可を得ていない場合、当社配電設備の申請が受理されず供給工事が着手できない場合がありますので、お客さま設備においても河川管理者の許可を受けてくださいますよう併せてお願い申し上げます。

<河川区域イメージ図>



<河川法>

（土地の占用の許可）

第 24 条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第 26 条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

